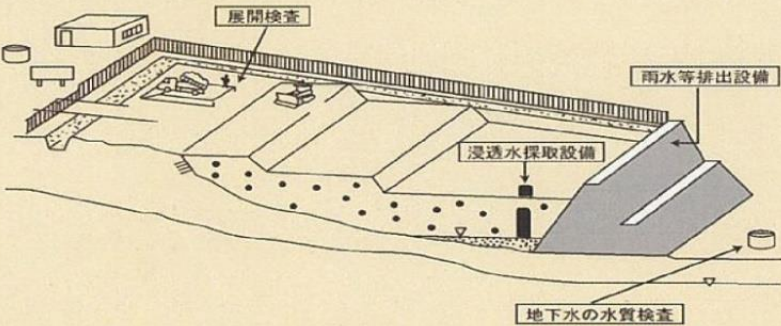
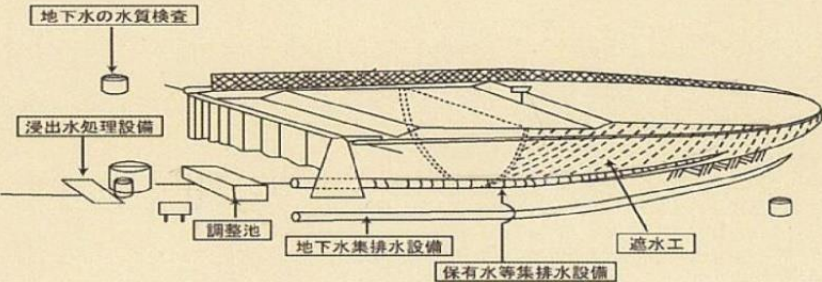
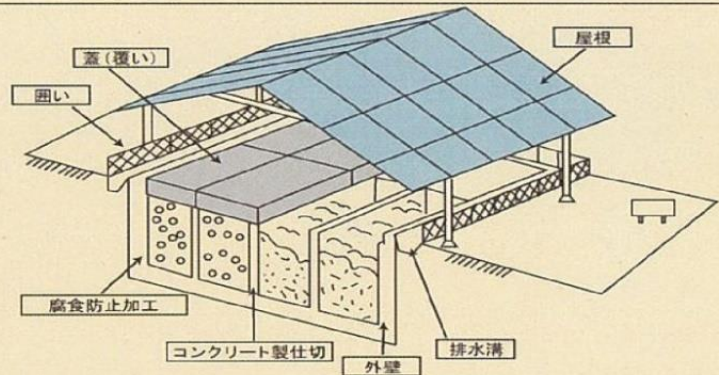


法定外税の必要性について

- ・ 処分場に起因する様々な行政需要
- ・ 本市に立地している産業廃棄物最終処分場の現況
- ・ 新たな法定外税の必要性

新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議
令和7年10月20日

1 廃棄物最終処分場の構造について

	産業廃棄物の種類	標準的な設置例	説明
安定型最終処分場	・ 廃プラスチック類 ・ ゴムくず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず (がれき類を除く) - 及び陶磁器くず ・ がれき類		埋め立てができるものは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等の5種類（有機物の付着がないもの）であって、埋め立て処分後、そのものが生化学的に安定しており、汚染水を発生することなく、環境を汚染する度合いがきわめて少ないものとして処分できるものである。この処分場には遮水工、浸出水の集水、その処理等は要求されない。
管理型最終処分場	・ 燃え殻（無害） ・ 汚泥（無害） ・ ばいじん（無害） ・ 木くず ・ シュレッダーダスト 等		燃え殻、汚泥など安定型産業廃棄物以外のものであって一定量以上の有害物質を含まないものを処分対象とする最終処分場。地下水などの汚染を防止するため、底にシートを張るなど遮水工を行い、浸出水を集め、排水基準を満たすよう処理して放流する構造を有する。
遮断型最終処分場	・ 有害な重金属等を含む 燃え殻 ばいじん 汚泥 鉍さい 等		人の健康を害するような重金属やPCB等の有害産業廃棄物を埋め立てるためのもので、その廃棄物を埋め立てた処分場には雨水も入らないし、処分場から汚水も出ないようにになっている。

2 処分場に起因する様々な行政需要

一般に、希少な動植物の生息域や水源地となるような山間部に立地する廃棄物最終処分場には、自然災害や事故の際の周辺地域に対する深刻な環境汚染リスクが潜在している。

- 
- ・管理型処分場の場合は、廃棄物の埋立て終了以降も当該処分場が廃止となるまでの長期間にわたる水処理施設等の維持管理が必要となるが、その間の事業者の倒産などのリスクもある。
 - ・生活環境に対する様々な負荷が発生することに対する対処
廃棄物搬入車両による交通量の増加や道路の過度の劣化、CO₂排出量の増加、騒音、悪臭など
 - ・法令に基づく職員の立ち入り検査などの監視業務など



処分場立地自治体にとっては、処分場の規模の大きさに比例して標準的な水準を超える多様な行政需要が生じる

（「産業廃棄物最終処分場に係る環境施策の検討について」 1（1））

3 本市に立地している産業廃棄物最終処分場の現況

君津地域 4 市の水道水源となっている小櫃川の支流である御腹川の最上流部、本市の怒田地先に民間の管理型産業廃棄物最終処分場が建設され、平成 1 6 年 4 月から第 1 期処分場が稼働しており、現在まで第 2 期処分場、第 3 期処分場と度重なる増設を行いながら県内外から廃棄物が搬入されている。



この間、第 1 期処分場では内部保有水の流出事故が発生し、平成 2 4 年 1 月の千葉県の勧告により現在もなお当該処分場への廃棄物の搬入停止が続いているが、令和 6 年 2 月に着手された抜本的な改善対策となりうる廃棄物の掘削工事は、現状では十分な進捗が図られていない。



そのような状況の中、当該事業者は令和 6 年 1 2 月に新たに大規模な第 4 期増設計画の手続きを開始し、施設の拡張を加速度的に進めている。

（「産業廃棄物最終処分場に係る環境施策の検討について」 1 （2））

4 新たな法定外税の必要性

【新たな環境施策の目的】

- ① 水源涵養地に立地する産業廃棄物最終処分場の更なる増設や新たな事業者による立地を**抑制**する。
- ② 処分場に起因して発生あるいは発生するであろう様々な行政需要を踏まえ、必要な財源を確保する。

《考えられる手段》

ア 条例による立地規制

→ 廃掃法の立法趣旨に抵触し違法となるおそれがあるとともに、抵触しない場合であっても事業者に対する配慮義務があり明確な審査基準が求められる。（本市が独自に策定するのは困難）

イ 協力金の徴収

→ 強制力がなく、実効性が担保できない。

ウ 協定締結、行政指導

→ 強制力がなく、実効性が担保できない。

【参考】

総務省の法定外税の検討に際しての留意事項2（1）においても政策目的の実現手段として税を導入する場合、「税以外の方法により適切な手段がないか」「税を手段とすることがふさわしいものであるか」を十分に検討する必要があるとされている。

《結論》

上記ア～ウ以外の手段として**法定外税**を導入することで、立地・拡大の**抑制**及び様々な行政需要に対応した財源確保を図っていく。

「規制」ではなく、「抑止」でもない

《税を環境施策の手段とすることの妥当性》

環境基本法第22条及び第36条に基づく君津市環境保全条例第12条第2項の規定による環境の保全上の支障を防止するための適正な経済的負担を求める措置として認められる。

〔参考〕環境基本法及び君津市環境保全条例の抜粋

環境基本法（平成5年法律第91号）

第22条 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置

- 1 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

〔参考〕環境基本法及び君津市環境保全条例の抜粋

環境基本法（平成15年法律第91号）

第36条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

環境保全条例（平成15年法律第3号）

第12条 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置

- 1 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。
- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であると認められるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。